

日本商業教育学会埼玉支部会則

(名称)

第1条 本会は日本商業教育学会埼玉支部と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の商業教育に関する理論的、実証的研究の促進及び会員相互の連携を図り商業教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 その他本会の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 本会の会員は、原則として埼玉県内に勤務若しくは在住する日本商業教育学会会の員で本会の趣旨に賛同する者とする。

(会費)

第5条 会員は毎年、別に定める支部会費を納めるものとする。

(入会及び退会)

第6条 ① 本会に入会及び退会しようとするものは、書面により事務局に申し出るものとする。

- ② 会員が2年以上にわたって支部会費を滞納したときには総会の決議によりこれを除籍することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|-------|----|------|-----|
| 1 支部長 | 1名 | 3 監事 | 2名 |
| 2 幹事 | 2名 | 4 顧問 | 若干名 |

第8条 ① 支部長、副支部長、監事は、総会において選出する。

- ② 顧問は支部長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 ① 支部長は本会を代表し、会務を統括する。

- ② 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。
- ③ 監事は本会の会計を監査する。
- ④ 顧問は支部長の諮問に応ずる。

(総会)

第11条 ① 本会は毎年1回、定例の総会を開催する。

- ② 総会は支部長が招集する。
- ③ 総会の議長は支部長が行う。
- ④ 総会における決定は、出席会員の過半数の賛成による。可否同数のときは、議長が決定する。

(年度)

第12条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会に事務局をおき、事務局員は支部長が委嘱する。

付 則 本会則は、平成14年2月23日より施行する。

細 則
(会 費)

- 1 支部会費は、年額2,000円を納めるものとする。
- 2 日本商業教育学会会費(年額5,000円)も支部会費と同時に納め、支部がとりまとめて納入する。